

損保ジャパン日本興亜総合研究所 小林 篤

第2回 多種多様な保険の種類と保険の類型化

保険には、多種多様な種類がある。多種多様な保険を分類類型化することは、保険の仕組みを理解し、保険システムの適切な利用を実現するやり方を検討するのに有益である。保険は保険会社と契約する形態を取って実施されている。保険契約法は、明治期以降に多種多様な保険を分類し類型化した。その後、多様化多種化は進み、近年あらたに保険法が立法された。第2回は、法律を手がかりにして、どのよう類型化されてきたかを整理して、保険の類型を理解する。また、社会保険と民間保険の違いについても整理して理解する。

1. 多種多様な保険の種類
2. 保険の金銭給付：保障と補償、定額給付と実損填補
3. 生命保険の保障の対象と損害保険の補償の対象
4. 保険契約法（旧商法）における生命保険と損害保険という類型
5. 生命保険・損害保険以外の契約類型：第三分野の保険
6. 民間保険と社会保険
7. 発展問題

キーワード 偶然な事故、保障・補償、定額給付・損害填補、第三分野、社会保険・民間保険

1. 多種多様な保険の種類

事故に備えて保険に加入 保険からの給付は保険金という金銭給付

1.1 偶然な事故による損害を補償する多種多様な損害保険

損害保険は、損害が生じる偶然な事故を対象にする。そのような事故は多種多様であり、損害保険の種類も多種多様になる。

個人を対象にした損害保険

区分	内容	保険の名称（例示）
くるま	自動車事故等の損害に備える保険	自動車損害賠償責任保険（自賠責）、自動車保険
すまい	建物や家財の損害に備える保険	火災保険、地震保険
からだ・老後の生活	ケガ・病気に備える保険、老後の生活に備える保険	傷害保険、所得補償保険、介護費用保険、年金払積立傷害保険
くらし・レジャー	スポーツ・レジャーに関連して、ケガ・用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険	海外旅行傷害保険、ゴルファー保険、スキースケート総合保険

法人を対象にした保険

区分	内容	保険の名称（例示）
くるま	自動車事故等の損害に備える保険	自動車損害賠償責任保険（自賠責）、 自動車保険
建物・財物	建物や家財の損害に備える保険	火災保険、風水害保険、機械保険、地震保険
売上・利益	偶然な事故が発生して売上・利益の減少に備える保険	企業費用・利益保険、店舗休業保険、興行中止保険
輸送	輸送に伴う損害に備える保険	運送保険、船舶保険、貨物保険、航空保険
損害賠償	事業遂行に伴う損害賠償責任を果たすための保険	施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険
工事	工事に伴う損害に備える保険	建設工事保険、土木工事保険

（出典）上記の二つの図表は、日本損害保険協会「ファクトブック 2014 日本の損害保険」を参考に作成した。

1.2 偶然な事故が生死だけに 限定している生命保険も多種多様な保険種類

生命保険の偶然な事故は、死亡とある時点の生存だが、生命保険も多くの種類がある。

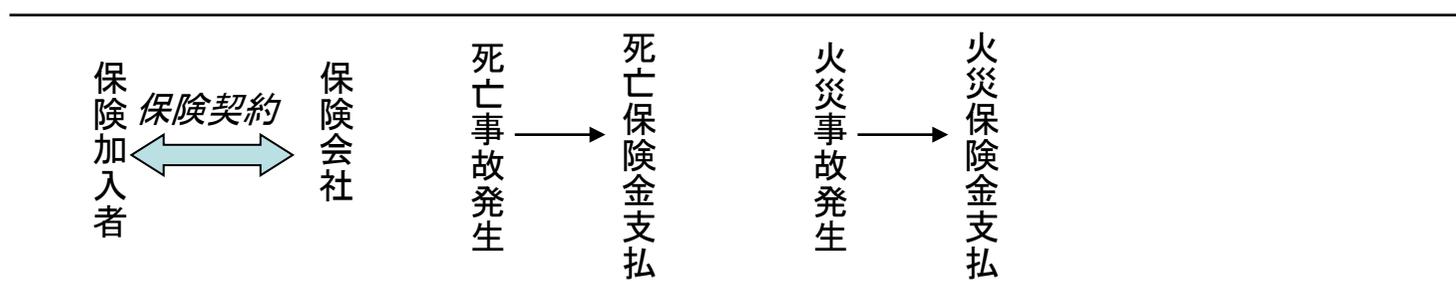
主たる保障内容・加入動機	保障期間・保障内容に関するニーズ	保険の名称（例示）
死亡後の遺族保障	保障期間は一定の期間でよい	定期保険・収入保障保険
	保障期間は一定の期間でよい 満期時に満期保険金を受け取りたい	養老保険
	保障期間は一生涯にしたい	終身保険
死亡後の遺族保障に加えて特定の病気の保障も加えたい	保障期間は一定の期間でよい	特定疾病保障定期保険
	保障期間は一生涯にしたい	特定疾病保障終身保険
医療保障	病気やケガによる医療費に備えたい	医療保険
介護保障	介護による費用に備えたい	介護保険
子供の教育資金	教育費を準備したい	こども保険
老後の生活資金	年金を受け取りたい	個人年金保険・変額個人年金保険

(出典)公益財団法人生命保険文化センターHP 知っておきたい生命保険の基礎知識・保険ニーズから選ぶ生命保険<http://www.jili.or.jp/knows_learn/basic/needs.html>を参考に作成

2. 保険の金銭給付：保障と補償、定額給付と実損填補

1.1 保障と補償

金銭給付=保障・補償の提供。保障と補償の違い



・ 保険は加入した後、偶然な事故が発生した際に、金銭給付がなされる。

偶然な事故である死亡の際に、生命保険では契約時約定した金額を死亡保険金として支払われる。

偶然な事故である火事の際に、損害を填補する火災保険から火災保険金が支払われる。

- ・ 金銭給付は、保障・補償の提供だが、保障と補償では異なる。

保障： ある状態がそこなわれることのないように、保護し守ること（大辞泉）

補償： 損失を補って償うこと（大辞泉） つぐなって埋め合わせること（日本国語大辞典）

1.2 損害保険における被保険利益

損害保険には被保険利益という考え方がある。被保険利益の考え方は、利得禁止原則を意味する。

被保険利益とは、損害（偶然な事故の発生により被った経済的不利益）の発生によって滅失するおそれのある利益をいう。

被保険利益は、実際に被った損害を超えて保険給付を行うことができないとする「利得禁止原則」を意味する。

Q 全損でないときに、全損の金額を支払う補償をすると、何が問題か？



3. 生命保険の保障の対象と損害保険の補償の対象

生命保険は人の生死に関して保障し、損害保険は損害を補償する

・ 生命保険 ①死亡という偶然な事故のあとの遺族保障→死亡保険金

②ある一定の時点での生存という偶然な保険事故→生存保険金

生存保険金の例 満期保険金、年金、こども保険（学資保険）

Q ある時点の死亡確率と生存確率はどちらが大きいか（生存保険金は、貯金に近くなる理由は）？

Q 年金はどのような保障をするのか（高齢期に年金が必要になる理由は現役時代の収入は続くか）？

・ 損害保険 偶然な事故による損害を補償する

Q 損害を補償する保険金はどのように計算するか（損害額に応じた支払となる理由は）？

Q 偶然な事故の範囲はどこまでか（損害を補償する保険金支払との関係は）？

4. 保険契約法（旧商法）における生命保険と損害保険という類型

明治時代に保険契約の類型を、対象とする事故と金銭給付の方式の二つの軸で、生命保険と損害保険という二つの類型にした。

- ・保険契約を規整する旧商法では、偶然な事故と給付方式の二つの軸を使って、使って生命保険・損害保険という類型を定義している

	対象となる偶然な事故	給付方法
生命保険	人の死亡、ある時点での生存	定額給付（当初の約定額を支払、 <u>損害という概念はない。</u> ）
損害保険	損害を起こさせる偶然な事故	損害填補（ <u>損害の額に応じて支払</u> ）

- ・生命保険における生存保険金

保険期間の満期時に生存→満期保険金 ある一定時点で生存していることを条件に毎年支払→年金

Q 当初の約定額を支払う定額給付の保険金は、損害額とどのような関係にあるか？

人の死亡・ある時点の生存で、どのような損害が生ずるか？（定額給付をしても問題はないか）。

Q 「保険は、多数の者が保険料を出し合い、保険事故が発生したときには、生じた損害を埋め合わせるため、

保険金を給付する制度である」との見解は、この類型論と整合的か？

5. 生命保険・損害保険以外の契約類型：第三分野の保険

大正時代になって、ケガを被った場合に定額で支払う傷害保険が登場した。この傷害保険は生命保険とも損害保険の類型に当て嵌まらなかった。生命保険（第一分野）と損害保険（第二分野）の類型に当てはまらない保険を、第三分野の保険と呼ぶ慣行がある。

・ 傷害保険：ケガを被ったときに、定額給付する保険

・ 定額給付する保険で、「人の死亡・ある時点での生存」の偶然な事故を対象にするには、生命保険

ケガは、「人の死亡・ある時点での生存」でないので、生命保険ではない。

ケガは、偶然な事故だが、定額給付するので、損害保険ではない。ではどんな保険か？

→生命保険（第一分野）でも損害保険（第二分野）でもない、第三分野の保険である。

現在は、ケガだけでなく、病気になったときや要介護になったときに定額給付する、医療保険・介護保険もある。

(参考) ケガという偶然な事故に関して、損害填補（損害の額に応じて支払う）する保険は損害保険。

しかし、実務的には、被保険者のケガに関して保険金を支払う保険はすべて第三分野として扱っている。

理論的には、損害填補する傷害保険・医療保険・介護保険は、損害保険である。2010年施行された保険法（旧商法に替わる法律）では、損害保険でも生命保険でもない第三の類型として定額保険方式の傷害疾病保険の規定が新設されている。

しかし、実務の世界では、傷害保険・医療保険・介護保険などは、定額給付でも損害填補でも第三分野の保険として扱っている。

生命保険会社も損害保険会社も第三分野の保険を取り扱っている

保険会社	扱っている保険
生命保険会社	生命保険 と第三分野の保険
損害保険会社	損害保険 と第三分野の保険

6. 民間保険と社会保険

市場で取引される任意加入の民間保険も、社会政策のための社会保険も、ともに保険システムとして運営されている。

・保険会社と契約する任意加入の民間保険は、市場で取引される。他方で社会政策のための保険システムを利用した社会保険もある。

6.1 社会保険の事例

事例1 高齢者・障害者の生活保障→年金保険

かつては、親と同居して農業や自営業をともに営む人が多く、自分で親を養っていた。経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていった。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された。公的年金制度によって、親の扶養のための費用負担が軽減されている（厚生労働省「公的年金制度が整備されてきた背景」<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/dl/zu04.pdf>

事例2 失業者の生活保障→失業保険（雇用保険）

雇用保険は政府が管掌する強制保険制度（労働者を雇用する事業は、原則として強制的に適用）。雇用保険は、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合など生活および雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給。失業の予防、雇用状態の是正および雇用機会の増大、労働者の能力の開発向上を図る事業を実施。<<https://www.hellowork.go.jp/index2.html>>

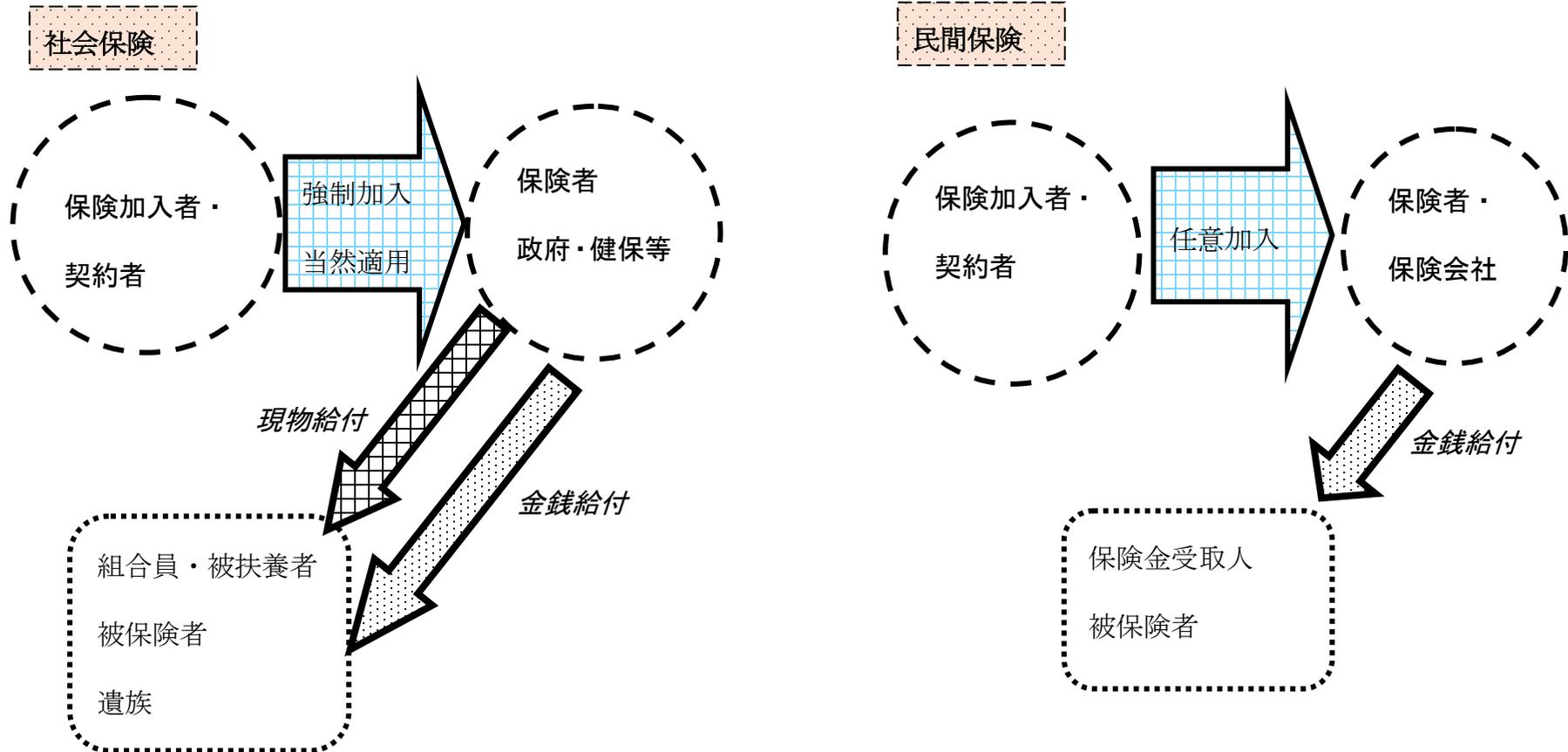
事例3 疾病に対する治療の保障→健康保険

日本の国民皆保険制度の特徴 ① 国民全員を公的医療保険で保障。② 医療機関を自由に選べる（フリーアクセス）。③ 安い医療費で高度な医療。④ 社会保険方式を基本とし皆保険を維持するため、公費を投入。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html>

事例4 就業中の災害、疾病→労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、業務上の事由または通勤による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して保険給付を行う。政府が保険者となる。労働者を使用する事業は、労働者災害補償保険の適用事業となる。適用事業の事業主と政府は、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する（当然適用と任意適用の両方がある）。

6.1 社会保険と民間保険の違い



- ・ 社会保険；強制保険または当然適用⇔民間保険；任意保険
- ・ 社会保険＝法律を制定して被保険者（適用範囲）、保険料（拠出）、保険金（給付水準、内容）が定まる

⇔民間保険；任意保険＝法律を制定することなく契約によって決まる

6.2 社会保険：所得の再分配機能（民間保険にない機能）

健康保険では、保険給付（保険金の代わりに現物給付）が多い者・病気がちの者が、保険給付が少ない者・病気になりにくい健康な者より、多くの保険料を払う仕組みになっていない（負担と給付の関係）。民間保険では、保険料負担はリスクに応じた水準になっている（リスクの高い者は、高い保険料になる）

一方、社会保険である健康保険では、保険料は報酬比例で支払う。リスクに応じた保険料となっていない。

7. 発展問題

指定図書 下和田功編「はじめて学ぶリスクと保険(第4版)」有斐閣 2014年 pp. 60-62 を読んで、生命保険と損害保険という類型を設けた理由を考えてみよう。生命保険で損害という概念が当て嵌めにくい点に注目する。